

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年10月19日

**【事業年度】** 第68期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

**【会社名】** 株式会社トーモク

**【英訳名】** TOMOKU CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 齋藤英男

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

**【電話番号】** 03(3213)6811 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 内野 貢

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

**【電話番号】** 03(3213)6811 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 内野 貢

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

**1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】**

平成19年6月28日に提出した第68期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

**2 【訂正事項】**

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

**3 【訂正箇所】**

訂正箇所は \_\_\_\_\_ を付して表示しております。

第一部 【企業情報】  
第2 【事業の状況】  
4 【事業等のリスク】

(訂正前)

(3) 記載なし

(訂正後)

(3) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は段ボール・紙器事業によってお客様の大切な商品の「品質」と「価値」を包み、また住宅事業によって人々の豊かな「暮らし」を包むという、「人々にとって大切なものをやさしく包む」を大きな事業コンセプトとし、物流と暮らしを支えるビジネスを展開してまいりました。

そして段ボール製品は、そのリサイクル率の高さから環境問題の優等生とされています。また当社のスウェーデンハウスは優れた高气密性・高断熱性により夏涼しく冬暖かいという快適な居住性だけでなく、CO<sub>2</sub>の発生を抑え環境にもやさしいということで、販売子会社のスウェーデンハウス㈱が住宅メーカーとして初めて環境大臣表彰を受ける等、環境対応型の事業展開を経営の重要なテーマとしてきました。

その中で段ボール事業においては、「高品質な製品の供給」と「環境に配慮し清潔で明るい労働環境」に重点を置いた最新鋭の厚木工場を竣工させ、環境にやさしい水溶性インキを使用してより高度な美粧性や重厚性の表現を可能にした高速多色刷プレプリント印刷機を開発しました。また住宅事業ではスウェーデン生まれのユニバーサルデザインをベースに、高齢者や障害者にもやさしい住宅として更なる機能向上と高い居住性を追及していく等、新しい時代のニーズに耳を傾けそれを先取りしていく形で事業展開を行い、企業価値を最大化し長期安定的な配当等による利益還元を継続していくことを大きな経営目標としております。

そして物流と暮らしを支えるという事業活動を通して、数多くのステークホルダーに支えられて事業展開をしてまいりましたし、今後も多くのステークホルダーに信頼される価値ある企業であり続けることが当社の社会的責務と考えております。

その中で当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買収提案）が行われる場合においても、それに応じるか否かは最終的に株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしかかる買付行為が、多くのステークホルダーとの信頼関係やその利益を害するものであれば、それは当社の大切な経営資源を毀損することになりますし、また単なる高値での売抜け等を目的とするものや、強圧的二段階買収のように株主に株式の売却を事実上強要する虞のあるもの、買付行為を行う者が株主に対し買付に応じるか否かの判断をするための十分な情報や時間を提供しないもの、当社の取締役会が提案を評価・検討し代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等であった場合も、当社の企業価値や株主共同の利益に反するものと言わざるを得ません。

このためかかる買付行為が行われる場合には、株主の皆様から当社の経営を負託された者の責務として、当該買付者の事業内容や将来の事業計画並びに過去の投資行動や当該買付の進め方等から当該買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し判断すると共に、株主の皆様にも十分な情報開示に努める必要があると認識しております。

現在、当社株式についてかかる買付行為に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（所謂「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし当社としては当社株式の取引や株主の異動状況等を常に注視すると共に、有事対応のコンティンジェンシー・プランを策定し、かかる買付行為を企図する者が出現した場合には直ちに、社外の専門家を交えて当該買付行為（または買収提案）の評価や買付者との交渉を行い、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資しないと判断された場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整える等、法令及び当社の定款によって許容される範囲内において当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

尚、買収防衛策の導入につきましては、今後も重要な経営課題のひとつとして法制度や関係当局の判断・見解、マーケットの受け止め方等の動きを注視しながら、導入の要否・内容等を検討してまいります。

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1) ～ (4) 省略  
(5) ～ (9) 記載なし

(訂正後)

- (1) ～ (4) 省略

(5) 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款で定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任は累積

投票によらない旨定款に定めております。

(7) 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(8) 中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。